

平成 31 年 2 月 27 日

株式会社エナキスの託送供給約款認可申請に係る内容の修正を指示しました

関東経済産業局は、平成 30 年 11 月 29 日に株式会社エナキス（法人番号 4100001010083）から提出のあった託送供給約款認可申請に対して、電力・ガス取引監視等委員会の意見を踏まえ、申請内容の修正を指示しました。

1. 経緯

関東経済産業局は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく託送供給約款の認可申請を、平成 30 年 11 月 29 日に株式会社エナキスから受理し、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して、認可に関する意見聴取を行ったところ、委員会から「託送供給約款認可申請に係る査定方針」として回答がありました。

2. 申請内容の修正指示

委員会の回答を踏まえた査定方針を取りまとめ、株式会社エナキスに対し、申請内容の修正を指示しました。

なお、委員会への意見聴取と並行して、平成 30 年 12 月 3 日から平成 31 年 1 月 7 日の期間にパブリックコメント（意見等募集）を実施したところ、申請に関する御意見はありませんでした。

※電子政府の総合窓口（e-Gov）において、平成 31 年 1 月 9 日付でパブリックコメント（意見等募集）の結果を公示しています。

<参考資料>

- ・ 託送供給約款認可申請に係る査定方針については、以下、当局のホームページを御覧下さい。

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas/20190227siji.html>

（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局

資源エネルギー環境部ガス事業課長 酒寄 仁司

担当者：高橋、白井

電話：048-600-0393（直通）

F A X：048-601-1298